

## 平成 30 年 7 月豪雨災害義援金の受付について

日本赤十字社 宮田村分区

このたび発生した豪雨災害により被災された方々を支援するため、下記のとおり義援金の受付を行いますので、皆様の温かいご支援をお願いいたします。

### 1. 義援金名称

「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」

### 2. 募集期間

平成 30 年 7 月 10 日(火)から平成 30 年 12 月 31 日(月)

### 3. 受付方法

#### 【宮田村】

日本赤十字社宮田村分区（宮田村社会福祉協議会）

宮田村役場会計室

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（平日のみの受付となります）

※免税受領証の発行をご希望の場合は、受付時にお申し出ください。

#### 【日本赤十字社長野県支部】

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（平日のみの受付となります）

※免税受領証の発行をご希望の場合は、平日に窓口にお越しいただくか日本赤十字社長野県支部組織振興課にお問い合わせください。

※そのほか、各赤十字施設・各市町村赤十字窓口でも受付を行っています。

#### 【銀行振込】

八十二銀行 本店営業部 （普）983035

#### 【郵便振替口座】

口座記号番号 00540-1-31111

※口座名義はいずれも「日本赤十字社長野県支部 支部長 阿部守一」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※上記の口座をご利用で、受領証の発行をご希望の場合は、その旨を日本赤十字社長野県支部組織振興課あてにご連絡ください。

### 4. 問い合わせ先

日本赤十字社宮田村分区（宮田村社会福祉協議会内）

〒399-4301 長野県上伊那郡宮田村 6838-1

TEL:0265-85-5010 FAX:0265-85-5011

日本赤十字社長野県支部 組織振興課

〒380-0836 長野県長野市南県町 1074

TEL:026-226-2073 FAX:026-223-4181

## 5. その他

- (1) 物品については、従来どおり取扱いはしていませんので、ご了承ください。
- (2) 税制上の取扱いについて、個人については、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規程する寄附金、法人については法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規程に基づく寄附金に該当すること。
- (3) この災害義援金は被災地県に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分されます。

日本赤十字社 宮田村分区

事務局 社会福祉法人宮田村社会福祉協議会内

〒399-4301 長野県上伊那郡宮田村 6838 番地 1

☎ (0265) 85-5010 FAX (0265) 85-5011

E-mail:syakyo@vill.miyada.nagano.jp

(事務局長) 原忠敏 (担当) 田中久美子